

論文

## 都市インフォーマリティと例外状態 ——国家主権と底辺層の統制——

### Urban Informality and Exceptional Situation: State Sovereignty and Control of Bottom People

青木秀男  
Hideo AOKI

This paper is consisted of six parts. First, it organizes the main points in question of the traditional and binomial classification of urban formality and informality based on the over-urbanization theory. Second, it organizes the main points in question of the new informality theory developed by Ananya Roy and others. They criticized the traditional informality theory by emphasizing the political process in which the State mainly constructs the binomial classification of urban formality and informality. Third, this paper reinforces Roy's informality theory by correcting the unclearness of the position of State sovereignty in constructing urban formality and informality. Fourth, it introduces the concepts of *exceptional situation* and *Homo Sacer* developed by Giorgio Agamben for making clear the position of State sovereignty in Roy's informality theory. Fifth, it proposes a conceptual framework for analyzing the political process constructing formality and informality more clearly by emphasizing the decisive role of State sovereignty in the process. This framework aims to join Roy's theory and Agamben's theory, to reconstruct the social philosophical and abstract *Homo Sacer* theory of Agamben as an empirical theory for analyzing the urban bottom people and to construct a whole framework to analyze the relationship among the State, informality, exceptional situation and *Homo Sacer*. It is a trial to create a critical urban theory in the times of globalization and neoliberalism. Finally, it organizes the theoretical issues that should be clarified more and points out that this framework should be embodied more for analyzing the real political process of constructing formality and informality.

#### 1. インフォーマリティ論

現代世界の政治・経済環境のもと、産業国・途上国の都市が変容した。多様な底辺層が現れ、階層的に膨張した。スラムが再開発され、排除された人々の居住が拡散した<sup>1)</sup>。また、街路に野宿者が増えた。そして街路から追われた。……都市研究において、これらの過程を分析する鍵概念 (の一つ) は、インフォーマリティ (informality) である。インフォー

マリティ研究は、過剰都市化論による途上国都市研究から始まった。農村の困窮者が都市へ出るが、都市には困窮者を受容する容量がなく、困窮者は、まともな仕事に就けず、インフォーマル・セクターで働いて、インフォーマル・セトルメントに住むという説明である。本稿は、これを伝統的インフォーマル論（伝統的インフォ論）と呼ぶ。その後、都市底辺がさらに膨張し、態様も変容した<sup>2)</sup>。フォーマル部門に底辺労働が現れ、労働市場全体がインフォーマル化された（インフォーマル経済）[松藺, 2006: 111]。また、インフォーマル空間が膨張した。フォーマル空間／インフォーマル空間の狭間に「擬似公共空間」[Drummond, 2000: 2377]、「混成空間」[Raco, 2003: 1871]が発見された。こうして、労働と空間のフォーマル／インフォーマルの境界が崩れた<sup>3)</sup>。

次に、近現代社会批判の視座に立ち、インフォーマリティ形成の政治過程を分析する研究である。アナニャ・ロイ (Ananya Roy) らは、伝統的インフォ論を批判し、インフォーマリティを国家が構築するものとした [Roy, 2005; 2009] [Mcfarlane & Waibel, 2012a]。そしてインフォーマリティ論は、実体論から構築論へ転回した。本稿は、これを批判的インフォーマリティ論（批判的インフォ論）と呼ぶ。今、批判的インフォ論が、世界の都市研究を席捲している。

本稿は、批判的インフォ論の補強を図る。議論の柱は2つある。一つ、批判的インフォ論の立場を確認する。その場合、国家の理解が重要になる [青木2018: 53-54]。二つ、ジョルジョ・アガンベン (Giorgio Agamben) のホモ・サケル (homo sacer) ・例外空間 (space of exception) の理論 (例外空間論) と批判的インフォ論との接合を図る。そして、都市底辺の分析枠組を構成する。

本稿は、次のような構成をなす。2節で、批判的インフォ論の要点を整理する。3節で、その国家理解を補足する。4節で、例外空間論の要点を確認する。5節で、批判的インフォ論と例外空間論の接合を図り、都市底辺の分析枠組を提示する。6節で、本稿に続くインフォーマリティ研究の課題を提起する。以上である。なお、底辺の労働 (インフォーマル・セクター) も空間 (インフォーマル・セトルメント) も、インフォーマリティ形成の論理は同じである。そのような前提のもと、本稿は、問題の場面を底辺空間に絞る。

## 2. 批判的インフォーマリティ論

### 伝統的インフォーマリティ論

伝統的インフォ論は、インフォーマル空間を次のように捉えた [Porta & Shleifer, 2014]。一つ、インフォーマル空間は、偶発的・非意図的・非政治的に生じた空間である。インフォーマル・セトルメントは、作為の産物ではなく、都市形成の自然の結果である。二つ、インフォーマル空間は、非正当で非法な空間である。公有地・私有地の無断の土地占有に、正当な居住権はない。三つ、インフォーマル空間は、国家の統制が及ばない空間

である。ゆえに国家は、それを掌握できず、居住者への課税もできない。四つ、インフォーマル空間は、非公認の空間である。国家はその空間を公認しない。そこには公式の住所はなく、行政の末端組織（町内会）もない。五つ、インフォーマル空間は、隔離された空間である。そこには、人々の生活を外社会から遮断する不可視の壁がある。——これらの対極にある、意図的・政治的・合法的で国家に公認された空間が、フォーマル空間である。

### 視座の転換

ロイらは、このような伝統的インフォ論を批判し、インフォーマリティ論を転換した。その要点は次の通りである。一つ、都市空間をフォーマリティ／インフォーマリティへ区分するのは、国家である。インフォーマリティは、「国家の統制外にあるものではない。それは、国家が、その都市戦略に照らして、意図的に統制を行わないもの、すなわち、不作為の産物である」[Kurtüst, 2012: 102-103]。インフォーマリティは、「国家の統合の一部であり、国家の心臓部」[Rita & Shaw, 2012: 130]である。フォーマリティ／インフォーマリティは、国家の統制の函数である。二つ、国家は、インフォーマリティを選択的に創出する。ある空間をフォーマル化し、別の空間をインフォーマル化する。「官吏は、物売りをインフォーマルで不安定な地位に留め置き、かれらの罰金や賄賂で小遣い稼ぎをする」[Mcfarlane & Waibel, 2012b: 5]。また同じ分類が、インフォーマル空間の内部でも行われる[Crossa, 2014: 290]。非合法であっても実質的に黙認された空間は、行政による排除を免れる。黙認されない空間は、規制され、周縁化される。そして悪魔化され、問題空間であると烙印される。三つ、インフォーマリティは、困窮者に限定されない。富裕層も、しばしば非合法にインフォーマリティを創出する。「スラムは目障りとされ、富裕層に必要な開発は、違法であっても許容される」[Roy, 2009: 80]。富裕層は、公有地を勝手に開発して分譲地 (informal subdivision) を造成する。また、街路や公園に浸蝕してゲーテッド・コミュニティをつくる。こうしてインフォーマル空間は、都市全域へ広がった。富裕層は富と権力を持ち、国家との交渉力をもつ。富裕層のインフォーマリティは、容易にフォーマル化される。「中流店舗も大量のごみを出す、それは不潔とは思われない。不潔は貧乏人のものと思われている」[Arabindoo, 2012: 73, 82]。「富裕層の居住地は、規制が緩やかである。これに対して困窮層は、侵入し、抵抗して、ようやく公共空間の占有が可能になる」[Schindler, 2016: 2599]。

### 国家と交渉

ロイらは、国家のインフォーマル空間の選択的な形成について分析した。その要点は2つある。まず、インフォーマリティは、国家が立案し、諸アクター（国家、資本、開発業者、市民・住民）間の交渉を経る中で生じるものである。「インフォーマリティは、行為者の主観的な構築過程の中にある。フォーマリティ／インフォーマリティの関係は、社会

の脈絡に依存する。それは、社会の慣行と交渉の過程で変る」[Villamizar-Duarte, 2015: 2, 24]。「都市は多様な価値が競い合う、価値の交渉の場である」[Mcfarlane & Waibel, 2012b: 6]。そこでは、非合法的な慣行が、諸アクターの交渉の中で機能する。「都市計画や法秩序の維持は、賄賂や恩顧主義等の非合法的な慣行と絡み合って遂行される」[Gandhi, 2012: 54]。

次に、交渉する諸アクターの中で至高の位置にあるのは、国家である。国家は、フォーマリティ／インフォーマリティの境界を操作する。しかし同時に、国家は、統一的な実体ではなく、諸機構と諸アクターの集合体でもある。それらが競合・離反して、最後に政策意志が決定される。その時国家は、いくつもの行為者となる。国家自体が、インフォーマルな実体になる。「国家そのものが（経済的な）インフォーマリティの原因であり、動因である」[Kreibich, 2012: 154]。「権力は、国家・非国家の諸アクターにさまざまな程度で分有されている。それらのどれも、単独でフォーマリティの位置を保持することはできない。それらの集団は、たがいに闘争し、交渉する中で、なにが（イン）フォーマリティであるかを定義し、都市空間を統制したり、その権利を得たりする」[Schindler, 2016: 2597]。こうして国家は、諸アクターの交渉と闘争を内包する。

### 3. 国家（主権）の理解

批判的インフォ論の特徴は、3つある。一つ、インフォーマル空間は、国家により構築される（構築性）。二つ、国家は、インフォーマル空間を選択的に構築する（権力性）。三つ、インフォーマル空間は、都市全体に散在する（遍在性）。このような批判的インフォ論は、インフォーマリティ形成の政治過程の分析として説得的である。ロイらは、インフォーマリティ論を都市研究のオリエンタリズム批判から出発した。そして、途上国都市を「暗黒の影の都市」[Roy, 2009: 84]として他者化する西欧発のインフォーマリティ論を批判した<sup>4)</sup>。ロイの批判的インフォ論に続いて、多くのインフォーマリティ研究が現れた。批判的インフォ論の鍵概念は、国家（主権）であった<sup>5)</sup>。それは、国家をどのように理解したのか。ここで、筆者が読んだ限りの先行研究を参照し、その国家理解に関して3つの補足を行う。そして、ロイらの理論の批判性を確保する。最後に、批判的インフォ論の先にみえる問題を提起する。

一つ、批判的インフォ論によれば、空間のフォーマリティ／インフォーマリティへの二項分類は、諸アクター（国家、資本、開発業者、市民・住民）間の交渉の中で決まる。そこで、諸アクターの価値が競い合う。U・オートロック (Uwe Altrock) は、インフォーマリティを、マクロで構造的な空間概念ではなく、ミクロで行為的な過程概念と捉えて、諸アクターの交渉に注目した [Altrock, 2012: 188]。諸アクターの価値と行為の分析は、インフォーマリティの分析に不可欠である。それは、「国家内における主権と貧者」の交渉で

あり、闘争である。同時にその時、どれほどミクロな価値と行為を分析しようと、価値と行為が成立する場、すなわち、その土台である国家の存在を看過してはならない。看過すれば、それは、「普通の」価値と行為の分析へ後退する。至高のアクターは国家であり、どのように錯綜した交渉を経ようと、それは国家の主導の内にある。資本の意志を代行する国家統合。これが国家の意志である<sup>6)</sup>。

二つ、批判的インフォ論において、フォーマリティ／インフォーマリティの二項分類が措定される。それらは、国家による選択的な恣意の産物であり、その関係は互換的である。この論理を徹底すると、どうなるだろうか。まず、フォーマリティ／インフォーマリティは、一回きりの外在的な二項ではない。インフォーマリティはフォーマリティを生じ、フォーマリティはインフォーマリティを生じる。フォーマリティ／インフォーマリティは、不分離の対をなす。ところでこの論理は、階層や福祉、空間の研究における包摂・排除論と同じものである。しかも包摂・排除論は、フォーマリティ／インフォーマリティの互換関係の先を行く。包摂は排除を生み、その逆も同じである。包摂と排除は、たがいを包絡し、循環しあう。そして、その相互包絡と循環のどの段階にも、権力の意志が貫いている。すなわち、フォーマリティ／インフォーマリティを、一回起的な二項分類を超えた相互包絡の無限循環と捉えることで、インフォーマリティの形成をより動的な過程として捉えることができる。

三つ、批判的インフォ論によれば、国家は諸機構・アクターの集合体であり、その政策は、それらの内部調整を経て決定される。国家は一つの結束した意志決定の主体ではなく、国家自体がインフォーマルな制度的実体である<sup>7)</sup>。このような機能論的な国家理解は、主権を動的に捉えると同時に、国家の主権性を無化しかねないリスクを伴う。そこで国家は、非国家と連続する集合体の一つになる。そして、国家がインフォーマリティを決定するという、批判的インフォ論の出発点が希釈化される。そうではなく、国家の諸機構間の交渉と意志決定がいかにか紆余曲折しようと、最後には国家は、国民の前に一つの意志決定主体として現れる。官吏は、統一した国家意志のエージェントである。たとえかれらの間に意見や利害の対立があろうと、国民の前でそれは消失する<sup>8)</sup>。だからこそ国家は、強大な主権であることができる。

最後に、批判的インフォ論によれば、フォーマリティ／インフォーマリティは、諸アクター間の交渉の産物である。交渉する底辺層の目的は、インフォーマリティを脱してフォーマリティに至ること、すなわち合法化・正当化である。交渉は「弱者の武器」(Weapons of the Weak)である [Scott,1985]。しかしそれは、どこまでもフォーマリティ／インフォーマリティの中の合法化・正当化である。では、その二項分類を超える政治過程、すなわち、脱(イン)フォーマル化の過程は、想定できないのか。底辺層の社会運動は、しばしばこの二項分類を廃棄してきた。例えば、フランス(パリ)の野宿者の空きビル占拠運動、フィリピンの困窮者の公営住宅占拠運動、日本の野宿者の公園(大阪の長居公園や



東京の宮下公園）占拠運動にその実践をみる。困窮者や野宿者は、住居がない人が空き家や空き地に住むのは当然の権利だ、非合法であっても非正当ではないと主張した。すなわち、フォーマルでもインフォーマルでもないという。かれらは、国家（行政）の意志を拒絶し、占拠空間からの撤去に抵抗する<sup>9)</sup>。批判的インフォ論の先には、このような、フォーマリティ／インフォーマリティの分類を廃棄する政治過程がある。そもそも国家との交渉は、交渉の資源（資金、知識、ネットワーク）をもつ人々に可能な方法である。資源のない人々には、交渉は叶わない。かれらにできるのは、「無断で」家や土地を占拠し、それを既成事実化するだけである。その後で、その空間が、インフォーマルな空間と黙認されることはある。しかしそれは、国家との交渉の産物ではない。

#### 4. 例外空間論

批判的インフォ論の国家理解を徹底するために、次に、アガンベン<sup>10)</sup>の例外空間論を援用する。なぜ例外空間論なのか。理由は3つある。一つ、例外空間論は、人間の社会への包摂・排除に関して、国家主権を明確に措定している。二つ、例外空間論は、社会から完全に排除された人々の存在を措定している。三つ、例外空間論は、社会分析における包摂／排除の相互包絡の論理を明確にしている。

まず、例外空間論の要点を確認する。一つ、例外状態論である。主権者（国家）とは、「例外状態にかんして決定をくださる者をいう」[Schmidt, 1922 = 71: 11]。例外状態とは、国家の非常事態をいう。国家は、みずからを法秩序の外（例外状態）へ置き、法を停止して（宙吊りにして）非常事態に対処する。その時国家は、統治を脅かし、非常事態を招いた人々（ホモ・サケル）を例外状態へ追放する。国家は、「誰かを危険であると『認定』し、危険な存在として効果的に構築する権力」[大貫 2017: 147]である。例外状態は両義的である。一方で、主権者はみずからを例外状態に置き、他方で、ホモ・サケルをそこへ追放する。そして両者は、例外状態の統治者／犠牲者として、直接に相対峙する。ホモ・サケルは、例外状態へ追放され<sup>10)</sup>、同時に生かされる。法の保護から排除され、同時に法の下へ包摂される<sup>11)</sup>。生かさず殺さず、である。主権者は、「規範の棚上げという形で（ホモ・サケルを拘束する－引用者）規範との関わりを維持する」[竹島 2005: 63]。法の保護から排除されたホモ・サケルが、生の尊厳に執着すればするほど、主権者はかれらの生を配慮し、制御する<sup>12)</sup>。主権者は、ホモ・サケルと例外状態を必要とする。その創出可能性こそが、主権者である証となる。主権者は、ホモ・サケルと例外状態を統治することで、非ホモ・サケル（通常人間）の非例外状態（通常社会）の民主主義的な統治が可能になる。「主権者は例外状態を通じて『状況を創造し保証』する」[Agamben, 1995 = 2003: 28]。こうして、ホモ・サケルと例外状態は、国家の存立の必須条件となる。このような例外状態の典型は、ユダヤ人を生かして殺した強制収容所<sup>13)</sup>であり、イスラム教徒の戦争捕虜を

拷問したグアンタナモ湾収容所であり、欧州各地の難民キャンプである。「難民は、法の保護から排除され、その倫理的責任を問われることなく、国家の暴力にさらされている」[Diken, 2004: 88]。

二つ、例外状態の一般化である。対テロ戦争という戦争が常態化し[杉田 2008: 176]<sup>14)</sup>、難民が安全保障と軍事政策の対象となり[Ručman, 2018]、民族的少数者が国境外へ追放され、極貧者・犯罪者が終生刑務所に幽閉される。現代にこのような「戦争的日常性」[杉田2008: 177] が現出している。「危機の概念が社会生活の全局面に浸透し、『セキュリティ上の理由』が魔法の言葉のように使われている状況」[遠藤 2018: 182]、すなわち、例外状態の「脱政治化」が進行している。このような「例外状態の脱局所化＝常態化」[Agamben, 1995=2003:60] という前ファシズム的な世界の中で、多様なホモ・サケルが現れ、増加し、かれらの例外状態が社会全体を覆っていく<sup>15)</sup>。「現代社会において私たちは皆『強制収容所』的状況を生きている」[鈴木, 2018: 23]。ゆえに、「例外状態が通常状態になることで、例外状態自体が見えなくなっている」[遠藤 2018: 178]。

三つ、ホモ・サケルの潜勢力である。ホモ・サケルは、社会から完全に排除された人々である。生の尊厳を奪われ、法(と社会)の保護がなく「剥き出しの生」を生きる人々、ゆえに、なにかの犠牲にする価値もなく(犠牲化不可能)、殺しても罰されることのない(殺害可能な)人々である[Agamben, 1995 = 2003: 18]。かれらは、社会に希望を抱くことも、期待することもできない人々である。ということは、ホモ・サケルは、主権の統制を完全に拒絶する人々でもある。ホモ・サケルは、国家の抑圧性を悉知し、忍従するか抵抗するかしかなない人々である。かれらは、社会の内部から社会を変革せずには生きることができない人々である。ホモ・サケルは、かれらが「体現している脱国民国家の内部から新しい政治的な生の形式を構成する」[上村, 2003: 275] 可能性を秘めた人々である。このように国家主権は、マルクスに倣っていえば、その内部にみずからの「墓掘り人」をつくり出していく<sup>16)</sup>。

## 5. インフォーマリティと例外状態

### 先行研究

例外状態論は、国家主権の支配の機制を説く政治哲学である。しかしそれは、鋭利な現代(都市)社会論として、広く社会科学に援用されてきた。ロイも、それを批判的インフォ論の基底に据えた[Roy, 2005: 149-150] [Roy, 2011: 234-235]。そして、例外状態をインフォーマリティ、ホモ・サケルをサバルタンに代置し、都市底辺の空間・人間の排除と包摂の構造を分析した。例外状態論を都市分析に援用した研究は多い。次はその一部である。[Dooling, 2009] [Sanyal, 2009] [Yiftachel, 2009] [Coaffee, 2011] [Schinkel & Berg, 2011] [Boano, 2012] [Constable, 2014] [Gray, 2014] [Smith, 2014] [Sanyal, 2015] [Farias, 2017]

[Fawag, 2017] [Rućman, 2018]。これらの著者たちは、アガンベンの政治哲学を都市分析に援用し、その検証と理論的な拡充を図った。その議論に、ロイらの批判的インフォ論も深く噛んだ。例外状態論と批判的インフォ論は、初めから親和的であった。これらの先行研究には、次のような特徴がある。一つ、都市分析の関心のもと、アガンベンの「統治の例外状態」から「空間の例外状態」（例外空間）へ、分析の中心が移行した。それにより、都市の多様な例外空間と、多様なホモ・サケルの分析が可能になった。二つ、アガンベンの例外状態／通常状態、ホモ・サケル／市民の二項分類が脱構築された。一方で、例外状態と通常状態の間に「灰色空間」が発見され、双方が連続化された。他方で、ホモ・サケル像が、声をもたない犠牲者から声をもつ人間へ変った。三つ、例外空間が一般化され、多様な例外空間が現れた。アガンベンは、例外空間を強制収容所や難民キャンプ、刑務所等の、隔離・孤立する空間として描いた。都市研究者たちは、例外空間を地域や公共空間へ拡大した。500万人の難民が住むパレスティナは、巨大な例外空間（例外国家）であり、巨大イベントやジェントリフィケーションで住民が強制排除される空間は、現代都市の例外空間とされた。アガンベンは、現代における例外状態の「常態化」「脱局所化」に言及した。都市研究者たちはその問題意識を継承した。さらに都市全体の例外空間化、「アパルトヘイト都市」の到来を説く研究者まで現れた[Yiftachel, 2009]。例外空間の拡大は、その概念の希釈化を意味しない。それは、都市研究者たちの、時代への危機意識の理論的な表現である。

これらの研究は、欧米諸国の都市から第三世界の都市まで、多くの事例を通して行われた。ロイの批判的インフォ論は、途上国のインフォーマリティ分析に発した。そこには、欧米発の伝統的インフォ論の批判、ポスト・コロニアリズム批判の視座があった。しかしその後、批判的インフォ論の対象は、欧米都市へ拡大された。他方で、アガンベンの例外空間論は、西欧の民主主義批判に発した。その後対象は、西欧都市だけではなく、途上国都市へ拡大された。ロイらの研究は、この一角を占める。こうした対象の拡大に共通するのは、都市理論の一般化への志向である。インフォーマリティも例外空間も、多様になった。グローバル経済の現代、世界の都市は、資本が跳梁し、国家が伴走する「巨大な力」の下にある。都市構造は収斂する。同時に多様化する。ゆえに、都市を共通の枠組（インフォーマリティと例外空間）で分析する。同時に都市の差異性をみる。例外空間とホモ・サケルは、多種多様である。このような事情は、日本も例外ではない<sup>17)</sup>。世界の都市とその研究は、そのような動向にある。

### 理論の接合

例外空間論と批判的インフォ論を接合し、その中でインフォーマリティ、ホモ・サケル、例外空間、国家を位置づけると、どうなるだろうか。先行研究では、それらの概念が、多様な事例を用いて多様に展開されてきた。ここで、限られた先行研究を渉猟し、そ



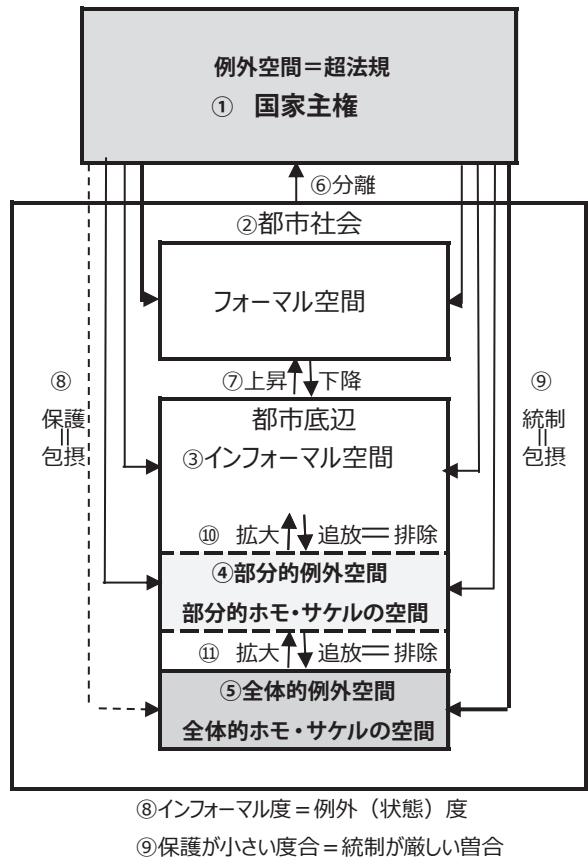


図 インフォーマリティと例外空間

れでも多くの示唆を得て、諸概念の基本特徴を抽出し、関連づけると図のようになる。それは、「インフォーマリティと例外空間」を切口に都市分析を行う(一つの)仮説的枠組である。上図は、次のように説明される。

### 全体構造

本稿では、例外空間論の鍵概念を都市分析のツールとするため、固定的な状態を指す概念ではなく、国家の主導により構築される現実、およびその構築の度合を指す過程概念と捉え直す。「剥き出しの生」には多様な中間形態がある。それをみるには、通常状態/例外状態の二分法を廃し、例外性の度合 (degree of exception) [Dooling, 2009: 624]、部分的/全体的例外状態、部分的/全体的ホモ・サケル等の概念を挿入する必要がある [Schinkel & Berg, 2011: 1914-15]。すなわち、「国家の内部における包摂/排除の不分明な領域(グレーゾーン)や、そのようなグレーゾーンにおいて包摂されつつ排除されている〈他者〉という存在があり、『例外空間』に置かれることが、必ずしもただちに一切の〈生〉や権利を

喪失することを意味しているわけではない」[高橋2011: 253, 259]<sup>18)</sup>。

例外空間論によれば、ホモ・サケルは、例外状態において法的に保護されず、同時に厳しく統制される人々である。とすれば、例外(状態)度とは、国家により追放される度合、法的に保護されない度合、すなわち、部分的例外状態から全体的例外状態へのグラデーションを指す。それは、排除の度合を指し、同時に、厳しく統制される度合、すなわち包摂の度合を指す。とすれば、保護されない度合と統制される度合が照応することになる(非保護度=統制度)。それは、国家により人々がホモ・サケルとされる度合、すなわち、部分的ホモ・サケルから全体的ホモ・サケルへのグラデーションでもある。このような例外空間論の脱構築に基づき、図に示される国家(主権)と都市の関係を説明すると、次のようになる。

まず図は、次のような全体構造を表す。

- ①国家主権は、みずからを都市社会の外の例外空間に置く。そこでは法は停止され、国家はみずからを都市社会に対してなにごともしない位置に置く。
- ②国家は、都市社会のある空間をフォーマル空間に、別の空間をインフォーマル空間に選別する。どこがフォーマル空間であり、どこがインフォーマル空間であるかは、国家が、政治・経済・労働・社会・地域の諸事情を踏まえ、選択的に決定する。フォーマル空間には困窮する人々の空間も含まれ、インフォーマル空間には豊かな人々の空間も含まれる。フォーマル空間には豊かな人々が多く、インフォーマル空間に困窮する人々が多いが、それらは厳密に照応するわけではない(ここでは、富裕層のインフォーマル空間を外して考える)。ゆえに、フォーマル空間とインフォーマル空間の境界は、流動的である。
- ③本図は、インフォーマル空間を都市底辺の人々の空間となす。インフォーマル空間は、国家により法的に保護されないが統制される空間であり、それは例外空間ではないが、例外空間に連続する空間である。
- ④インフォーマル空間の下層は部分的例外空間である。すなわちそこは、部分的ホモ・サケルの空間である。ここで「部分的」とは、空間が例外空間の側面を有し、人々がホモ・サケルの側面を有するという意味である。
- ⑤階層構成の最底辺に、インフォーマル空間からさえ排除された全体的例外空間(アガンベンの「例外空間」)がある。そこは、全体的ホモ・サケル(アガンベンの「ホモ・サケル」)の空間である。

さらに、図は、次のような構造形成の過程を表す。

- ⑥国家主権は、みずからを都市社会から分離する。
- ⑦人々は、フォーマル空間とインフォーマル空間の間を上昇したり、下降したりする。
- ⑧インフォーマリティとは、法的な保護がなく、統制が厳しい状態をいう。ゆえに、イン

フォーマリティの度合は、本質的に例外(状態)の度合である。国家主権は、都市社会の人々を法的に保護する。人々は包摂される。法的保護は、フォーマル空間の人々にもっとも強く、これに(通常の)インフォーマル空間の人々、部分的例外空間の人々(部分的ホモ・サケル)が続く。最後に、都市社会を追放された全体的例外空間の人々(全体的ホモ・サケル)には、国家の保護はない。すなわち、人々は完全に排除される。

- ⑨国家主権は、都市社会の人々を権力的に統制する。統制もまた包摂である。統制は、フォーマル空間の人々にもっとも弱く、これにインフォーマル空間の人々、部分的例外空間の人々(部分的ホモ・サケル)が続く。最後に、統制は、都市社会を追放された全体的例外空間の人々(全体的ホモ・サケル)にもっとも厳しい。すなわち、国家主権の法的保護と統制は反比例の関係にある。しかしいずれも包摂である。
- ⑩国家の法的保護が弱まり、統制が厳しくなるにつれ、ますます多くの人々が、(通常の)インフォーマル空間から追放=排除されて、部分的ホモ・サケルになる。その結果、部分的例外空間が拡大する。
- ⑪国家の法的保護がさらに弱まり、統制がさらに厳しくなるにつれ、ますます多くの部分的ホモ・サケルが部分的例外空間からさらに追放されて、全体的ホモ・サケルになる。その結果、全体的例外空間が拡大する。

#### 現代都市とホモ・サケル

ホモ・サケルは、インフォーマル空間の最下層にある人々、およびインフォーマル空間からさえ排除された人々、すなわち、都市社会から追放された人々である。ではホモ・サケルとは具体的にだれのことで、例外空間とはどこを指すのだろうか。アガンベンやホモ・サケルを論じる人々は、強制収容所のユダヤ人やキャンプの難民、刑務所の戦争捕虜を挙げた。これらの人々は、本稿でいう全体的例外空間の全体的ホモ・サケルである。アガンベンの初発の問題意識は、西欧の近代民主主義の批判にあった。人間の生を国家権力の対象として規律化する過程で、人間の尊厳を奪われ、剥き出しの生のまま社会から追放されるホモ・サケルが生じる。そのような近代社会は、民主主義社会でありながら、根本において全体主義と同じものである。「この矛盾が解決されない限り、剥き出しの生に関する決定を最高の判断基準にしていたナチズムとファシズムは今日的なものであり続ける」[Agamben, 1995 = 2003: 19]。しかもホモ・サケルが追放される例外状態は、その「境界を打ち砕き、その境界の外に溢れ出して、いまやいたるところで通常の秩序と一致しようとしている」[Agamben, op.cit.: 59]。例外状態は、常態化しつつある。ロイらの批判的インフォ論も、このような近現代の(都市)批判を共有した。インフォーマル空間は、本質的に例外空間である。その人間は、本質的にホモ・サケルである。このようにインフォーマル空間と例外空間を等置することの意味は、前者を後者へ一般化するためではなく、都市研究の基底に近現代社会批判の視座を据えることにある。

現代都市にホモ・サケルとその例外空間を発見するのは、困難なことではない。本稿は、そのために部分的ホモ・サケルと部分的例外空間の概念やグラデーションの概念を措定した。それは、法的保護を受けていても、収奪され、差別され、人間の尊厳を奪われ、孤独と不安の地獄に放置される人々とその空間を捉えるためである。現代都市の多様な人々が、その境遇に置かれている。野宿者を例にとろう。途上国都市では野宿者の施設はない。かれらは街路や公園を占拠する。しかし街路や公園では、法の「適正使用」が施行される（「街路は通行する場である」「公園は市民が憩う場である」）。かれらは、街路や公園から排除され、監視される。そして転々と都市内を移動する。街路の野宿者の行政保護は、（ほとんど）ない。街路で狩られて施設に入る。野宿者という。「施設は刑務所も同然だ。」施設を出て街路へ戻る。この時施設は可視的な例外空間に、街路は不可視の例外空間になる。日本では、街路の野宿者が減り、その多くは、生活保護によりアパートへ入った。しかしアパートは、法的保護の下で廃棄された部分的例外空間である。アパートは、孤独と不安の「亡命空間」「檻のない牢獄」[西澤 1995:]である。元野宿者は、アパートの一室や病院で、ひっそり死んでいく。別の元野宿者は、アパートを嫌って、街路や公園へ舞い戻る。街路や公園では行政の保護はない。行政に追われて転々とし、最後は街路や公園で死んでいく。運動団体は言う。「野垂れ死にを一人も出さな。」かれらが行く所どころが、部分的例外空間に変容する。そしてこのような野宿者の背後に、無数の困窮者が控えている。現代都市の至る所に、部分的ホモ・サケルの部分的例外空間が散在している。その先に、全体的例外空間に追放され、全体的ホモ・サケルになる道が続いている。それが現代都市である。

## 6. 批判的インフォーマリティ論の射程

本稿は、インフォーマリティ論と例外空間論の接合を図り、インフォーマリティ、ホモ・サケル、例外空間を関連づける枠組を構想した。しかしそれは、両理論の接合の糸口を示したに留まる。それには次のような課題が続く。一つ、枠組を、都市インフォーマリティの実態分析のツールとして、さらに具体化すること。保護度、統制度、例外度、全体的／部分的（例外状態、ホモ・サケル）等の概念をさらに詳細に定義すること、それらの度合を測定する尺度を構成すること。二つ、国家、フォーマリティ、インフォーマリティ、例外状態、ホモ・サケルの関係をさらに緻密に捉えること。それらは、外的な関係であると同時に、内的に入り組み、たがいの境界は流動的である。三つ、批判的インフォーマリティ論は、インフォーマリティの政治過程に軸を置く枠組である。他方で、伝統的インフォーマリティ論には、労働市場の分析の蓄積がある。インフォーマリティの政治過程は、経済過程を与件として成立する。ゆえに、政治過程と経済過程の分析を統合するインフォーマリティ論が必要になる。四つ、国家主権が構築する二項分類自体を批判する論理、またはそこからホ

モ・サケルが脱出する論理を明確にすること。例外空間論は、近現代社会の批判理論として、都市社会を批判的に捉える。しかし「脱出の論理」は、まだ十分ではない。批判的インフォ論は、これらの課題を射程に入れなければならない。

## 注

- 1) 空間の再開発の鍵概念はジェントリフィケーションである [Smith, 1996=2014]。多様なジェントリフィケーション論が開花した [結城, 2019]。インフォーマリティとジェントリフィケーションの関係については、[青木, 2018] を参照されたい。
- 2) 「過剰都市化」論により都市全体を説明することはできないが、困窮者が農村から都市へ移住する過剰都市化現象は、続いている。
- 3) 筆者は、フィリピンのマニラを事例に、労働と空間がインフォーマル化する実態について分析した [青木, 2013: 2章・3章・5章]。
- 4) 途上国都市のスラムを累々と記述した次の書にも、「暗黒の影の都市」の視線をみることができる [Davis, 2006]。
- 5) 国家は、権力発動の現実的な政体である都市行政でもある。国家（中央主権）と都市主権の意志は、時には対立する。しかし都市主権が、国家の存立を脅かすことはない。その意志は、結局は国家に回収される。国家／都市の主権の問題は、重要な理論課題である。「ここでの『都市』は『政治体』つまり『国家』と理解してよいだろう」[遠藤 2018: 180]。
- 6) 産業国では、フォーマリティ／インフォーマリティの分類は、多くの場合、「国家の内部」における諸アクターの交渉と闘争を通して行われる。途上国でも、政治的民主化により市民社会が拡大し、国家の内部における諸アクターの交渉空間が広がった。産業国と途上国で、いまやそれは程度の問題になった。いずれにせよ、どれほど交渉と決定が制度化されようと、最後は国家の意志に回収されていく。
- 7) 政治学においても、主権論は、制度としての主権国家から機能としての主権権力へ移行しつつある [鶴飼 2011: 211]。そこには、制度としての国家主体が看過される危険がある。
- 8) 例えば、日本で外国人の受入れをめぐる、外務省と法務省がしばしば対立する。しかし、どのような経緯であろうと、最後は、政府の外国人政策として国家意志を実践していく。
- 9) フィリピンで、農民運動団体 (Kilusang Magbubukid ng Pilipinas) が、公有・私有の無耕作地を土地なし農民に分配する運動を行っている。ここにも、同じ主張がみられる。かれらは、その運動を（社会主義的な）農地解放運動の中に位置づけている。都市では、スラム運動団体 (Kalipunan ng Damayang Mahihirap) が、土地改革運動を行っている。公営住宅の占拠も、かれらの運動である。
- 10) 法秩序の外にあるという点で、国家とホモ・サケルは、構造的に類比される [Schinkel & Berg, 2011: 1913]。例外状態において、「剥き出しの権力が剥き出しの生と直接向き合う」[竹島 2005: 61]。
- 11) ホモ・サケルは、「包摂的排除という主権的締め出し関係、すなわち法秩序から排除されることによって包摂される、つまり関係しないことで関係されるという状態」[長島 2017: 291] に置かれる。
- 12) ここでアガンベンは、「大衆民主主義と全体主義国家のあいだの隣接関係」[Agamben, 1995 = 2003: 168] に言及した。「強制収容所が近代の政治空間の隠れた母型である」[竹島 2005: 60]。近代民主主義は、統治の例外状態とともにある。



(14) 論文：都市インフォーマリティと例外状態（青木）

- 13) アウシュビッツの入口の門に掲げられた文言 “*Arbeit macht frei*”（労働は自由への道である）は、過酷な労働を強いて（包摂）、労働不能になれば殺す（排除）という包摂的排除を表している。
- 14) アントニオ・ネグリ（Antonio Negri）とマイケル・ハート（Michael Hardt）は、クラウゼヴィッツ（Clausewitz）の戦争論の命題「戦争とは別の手段による政治の継続である」を転倒し、「今や政治そのものが別の手段によって実施された戦争になりつつある」[Negri & Hardt, 2004=2005: (上) 44] とした。まず戦争が起きて、その解決のために政治が行われる。
- 15) 『アウシュヴィッツ』以後、人間はもはや『主体』として表象されることをやめ、『剥き出しの生』としてさらけ出されるようになった」[鈴木2018: 23]。例外空間論の歴史認識は、このような絶望から始まった。
- 16) 「かれら（ブルジョア階級—引用者）は何よりも、かれら自身の墓掘り人を生産する」[Marx & Engels, 1848: 56]。マルクスとエンゲルスは、資本主義崩壊の論理を資本主義存続の論理から導き出した。例外空間論も、国家批判の論理を国家存続の論理に内在させている。
- 17) 西澤晃彦は、日本の寄せ場を「隠蔽された外部」、野宿者を「剥き出しの生」へ還元された生、そこから反転する生であるとした [西澤,2010: 35-37]。政治学者の佐藤嘉幸は、自由民主党の「憲法改正草案」の「緊急事態条項」に例外状態を招来する危険をみた [佐藤, 2014: 103-104]。
- 18) 高橋誠一は、〈他者〉の排除には「市民性の程度に基づくグラデーション」[高橋 2011: 260] があるとした。

#### 引用文献

- Agamben, Giorgio, 1995, *Homo Sacer : Il potere sovrano la nuda vita*, Torino: Giulio Einaudi Editore S.p.A (= 2003年『ホモ・サケル——主権権力と剥き出しの生』高桑和巳訳、以文社).
- Altrock, Uwe, 2012, “Conceptualisation informality: Some Thoughts on the Way towards Generalisation.” In Mcfarlane & Waibel, eds, *Urban Informalities*, pp.171-193.
- 青木秀男, 2013, 『マニラの都市底辺層——変容する労働と貧困』大学教育出版.
- 青木秀男, 2018, 「国家とインフォーマリティ——都市の空間戦争のなかで」『理論と動態』特定非営利活動法人社会理論・動態研究所、10号、42-56頁.
- Arabindoo, Pushpa, 2012, “Bajji on the Beach: Middle-Class Food Practices in Chennai’s New Beach.” In Mcfarlane & Waibel, eds, *Urban Informalities*, pp. 67-88.
- Boano, Camillo & Ricardo Marten, 2012, “Agamben’s urbanism of exception: Jerusalem’s border mechanics and biopolitical strongholds,” *Cities*, 34: 6-17.
- Coaffee, Jon, Pete Fussey & Crwyn Moore, 2011, “Laminated Security for London 2012: Enhancing Security Infrastructures to Defend Mega Sporting Events,” *Urban Studies*, 48(15): 3311-3327.
- Constable, Nicole, 2014, *Born Out of Place: Migrant Mothers and the Politics of International Labor*, Hong Kong: Hong Kong University Press.
- Crossa, Veronica, 2014, “Reading for difference on the street: De-homogenising street vending in Mexico City”, *Urban Studies*, 53(2): 287-301.
- Davis, Mike, 2006, *Planet of Slums*, Verso (= 2010, 『スラムの惑星——都市貧困のグローバル化』酒井隆史監訳、篠原雅武・丸山里美訳、明石書店).

- Diken, Bulent, 2004, "From refugee camps to gated communities: biopolitics and the end of the city," *Citizenship Studies*, Routledge, 8(1): 83-106.
- Dooling, Sarah 2009, "Ecological Gentrification: A Research Agenda Exploring Justice in the City," *International Journal of Urban and Regional Research*, 33(3): 621-639.
- Drummond, Lisa B, W., 2000, "Street Scenes: Practices of Public and Private Space in Urban Vietnam", *Urban Studies*, 37(12): 2377-2391.
- 遠藤 孝, 2018, 「ジョルジュ・アガンベンの権力論」『湘南工科大学紀要』湘南工科大学, 52(1): 175-185.
- Farias, Ignacio, 2017, "A different state of exception: Governing urban reconstruction in post-27F Chile," *Urban Studies*, 54(5): 1108-1125.
- Fawaz, Mona, 2017, "Exception and the actually existing practice of planning: Beirut (Lebanon) as case study," *Urban Studies*, 54(8): 1938-1955.
- Gandhi, Ajay, 2012, "'Informal Moral Economies' and Urban Governance in India" in Context." In Mcfarlane & Waibel, eds, *Urban Informalities*, pp.51-65.
- Gray, Neil & Libby Porter, 2014, "By Any Means Necessary: Urban Regeneration and the 'Stage of Exception' in Glasgow's Commonwealth Games 2014," *Antipode*, 47(2): 380-400.
- Hardt, Michael & Antonio Negri, *Empire*, 2000, Harvard University Press (=2003, 『〈帝国〉——グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』、水嶋一憲他訳、以文社).
- Kreibich, Volker, 2012, "The Mode of Informal Urbanization: Reconciling Social and Statutory Regulation in Urban Land Management." In Mcfarlane & Waibel, eds, *Urban Informalities.*, pp.149-170.
- Kurtüst, Sandra, 2012, "Informality as a Strategy: Street Traders in Hanoi Facing Constant Insecurity." In Mcfarlane & Waibel, eds, *Urban Informalities.*, pp.89-110.
- Marx, Karl & Friedrich Engels, 1848, *Das Kommunistische Manifest* (= 1951, 『共産党宣言』大内兵衛・向坂逸郎訳、岩波書店).
- Mcfarlane, Colin & Michael Waibel eds, 2012a, *Urban Informalities: Reflections on the Formal and Informal*, Ashgate Publishing Ltd.
- Mcfarlane, Colin & Michael Waibel, 2012b, "Introduction: Informal-formal Divide in Context". In Mcfarlane & Waibel, eds, *Urban Informalities*, 2012b, pp.1-12.
- 松園祐子, 2006, 「インフォーマル・セクター研究の系譜——過剰都市化論からグローバル化の中での労働のインフォーマル化へ」『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』淑徳大学総合福祉学部, 40: 101-115.
- 長島皓平, 2017, 「逆境のメシア——ジョルジョ・アガンベンの政治神学的基礎」『法学政治学論究』慶応義塾大学大学院法学研究科, 113: 273-305.
- Negri, Antonio & Michael Hardt, 2004, *Multitude*, Penguin Putnam Inc. (= 2005, 『マルチチュード——〈帝国〉時代の戦争と民主主義』(上)(下) 幾島幸子訳、日本放送出版協会).
- 西澤晃彦, 1995, 『隠蔽された外部——都市下層のエスノグラフィ』彩流社.
- 西澤晃彦, 2010, 『貧者の領域——誰が排除されているのか』河出書房新社.
- 大貫恵佳, 2017, 「『主権』概念再考」『駒沢女子大学 研究紀要』駒沢女子大学, 24: 141-153.
- Porta, Rafael La & Andrei Shleifer, 2014, "Informality and Development", *Journal of Economic Perspectives*, 28(3): 109-126.

- Raco, Mike. 2003. "Remaking Place and Securitising Space: Urban Regeneration and the strategies, Tactics and Practices of Policing in the UK," *Urban Studies* 40(9): 1869-1887.
- Rita de Cacia Oenning de Silva & Kurt Shaw, 2012, "Hip-hop and Sociality in a Brazilian Favela." In Mcfarlane & Waibel, eds, *Urban Informalities*, pp.129-147.
- Roy, Ananya, 2005, "Urban Informality: Toward an Epistemology of Planning," *Journal of the American Planning Association*, 71(2): 147-158.
- Roy, Ananya, 2009, "Why India Cannot Plan Its Cities: Informality, Insurgence and the Idiom of Urbanization", *Planning Theory*, 8(1): 76-87.
- Roy, Ananya, 2011, "Slumdog Cities: Rethinking Subaltern Urbanism," *International Journal of Urban and Regional Research*, 35(2): 223-238.
- Ručman, Bučar, 2018, "Securitization and Militarization of Migration Management in Europe: The Case of Refugee Migration through Slovenia in 2015/2016." In Siegel, D. & V. Nagy (Eds.), *The Migration Crisis?: Criminalization, Security and Survival*, Hague: Eleven International Publishing, Chap.12, pp.293-319.
- Sanyal, Romala, 2009, "Squatting in Camps: Building and Insurgency in Spaces of Refuge," *Urban Studies*, 48(5): 877-890.
- Sanyal, Romala, 2015, "Refugees and the City: An Urban Discussion," *Geography Compass*, 6(11): 633-644.
- 佐藤嘉幸, 2014.12, 「立憲デモクラシーの危機と例外状態——デリダ, アガンベン, ベンヤミン, シュミットと『亡霊の回帰』』『思想』岩波書店, 1088: 88-104.
- Schmitt, Carl, 1922, *Politische Theologie*, Zweite Ausgabe, Verlag von Dunker & Humblot, München und Leipzig (= 1971, 『政治神学』田中浩・原田武雄訳, 未来社).
- Schindler, Seth, 2016, "Producing and contesting the formal/informal divide: Regulating street hawking in Delhi, India", *Urban Studies*, 51(2): 2596-2612.
- Schinkel, William & Marguerite van den Berg, 2011, "City of Exception: The Dutch Revanchist City and the Urban Homo Sacer," *Antipode*, vol.43, no.5: 1911-1938.
- Scott, James C., 1985, *Weapons of the Weak: Everyday Form of Peasant Resistance*, Yale University Press.
- Smith, Andrew, 2014, "Borrowing Public Space to Stage Major Events: The Greenwich Park Controversy," *Urban Studies*, 51(2): 247-263.
- Smith, Neil, 1996, *The New Urban Frontier: Gentrification and the Revanchist City*, Routledge (= 2014, 『ジェントリフィケーションと報復都市——新たなる都市のフロンティア』原口剛訳, ミネルヴァ書房).
- 杉田 敦, 「法と暴力——境界画定／非正当性をめぐって」, 『年報政治学2008- II 政府間ガバナンスの変容』日本政治学会編, 木鐸社, 166-181.
- 鈴木智之, 2018, 「〈表象〉と〈露呈〉——顔の現れを再考するために」法政大学多摩論集 法政大学多摩論集編集委員会, 34: 17-33.
- 高橋誠一, 2011, 「〈他者〉の統治とシティズンシップ——包摂／排除のメカニズムとそのグレーゾーンをめぐって」社会志林, 法政大学社会学部学会, 57(4): 253-268.
- 竹島博之, 2005, 「独裁と例外状態の近代——G・アガンベンのシュミット解釈を通じて」『政治研究』九州大学法学部政治研究室, 52: 57-81.

- 上村忠男, 2003, 「解題＝闇からの思考」(Agamben, 1995 = 2003, 『ホモ・サケル』 未来社所収).
- 鵜飼健史, 2011, 「『主権者』についての概念分析——現代主権論の展開と特質」『年報政治学』  
日本政治学会, 木鐸社, 2011(1): 208-228.
- Villamizar-Duarte, Natalia, 2015, “Informalization as a Processes: Theorizing Informality as a Lens to Rethink Planning Theory and Practice in Bogota, Columbia”, RC21 Conference in *The Ideal City: between myth and reality*, pp.1-27.
- Yiftachel, Oren, 2009, “Theoretical Notes On ‘Gray Cities,’ the Coming of Urban Apartheid/” *Planning Theory*, 8(1): 88-100.
- 結城 翼, 2019, 「プラネタリー・ジェントリフィケーション論の批判的検討——今後のジェントリフィケーション研究の論点」『理論と動態』特定非営利活動法人社会理論・動態研究所, 11: 41-56.

※本稿はJSPS 科研費(基盤A海外、課題番号17H01657、代表青木)の助成を受けた研究成果の一部である。

(あおき ひでお 特定非営利活動法人社会理論・動態研究所研究員)  
(原稿受付2018年11月30日、掲載決定2019年4月10日)